

岩手県告示第 904 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条第 1 号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 18 年 9 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区の名称	漁業の区分
船越湾加入区	あわびをとる漁業
唯出加入区	あわびをとる漁業